

愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合

を定める規則の廃止について

このことについて、愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則を廃止したいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年3月24日提出

教 育 長 野 村 道 朗

説 明

この案を提出するのは、愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正に伴い、愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則を廃止する必要があるからである。

## 愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る 割合を定める規則を廃止する規則の概要

### 1 制定の概要及び理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、教育長は知事が議会の同意を得て任命する特別職となった。

このことから、「愛知県教育委員会教育長給与条例(昭和二十三年愛知県条例第七十三号)」を一部改正し、教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合については規則で定めることとなったため、教育委員会規則を廃止する。

### 2 施行期日

平成二十七年四月一日

ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合については、廃止前の愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則の規定は、なおその効力を有する。

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の概要

	改正前	改正後
任命	教育委員（知事が議会同意を得て任命）の中から教育委員会が任命	知事が議会同意を得て直接任命
職務	具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者	改正前の職務に加え、教育委員会会議の主宰者、教育委員会の代表者
身分	一般職（教育委員として特別職の身分も持つ）	特別職（教育委員ではない）
任期	4年	3年
その他	経過措置：現行の教育長は、教育委員としての任期中に限り、従前の例により在職する。	

愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

愛知県教育委員会委員長 岩 月 慎 自

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則を廃止する規則  
愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則（平成九年愛知県教育委員会規則第六号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合については、廃止前の愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則中「愛知県教育委員会教育長給与条例」とあるのは、「愛知県教育委員会教育長給与条例の一部を改正する条例（平成二十七年愛知県条例第十号）附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例の規定による改正前の愛知県教育委員会教育長給与条例」とする。

愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則

平成九年十二月十九日  
教育委員会規則第六号

愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則をここに公布する。

愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則

愛知県教育委員会教育長給与条例（昭和二十三年愛知県条例第七十三号）第四条第一項ただし書に規定する教育委員会規則で定める職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第五項において人事委員会規則で定めることとされている割合は、百分の二十を超えない範囲内で定めるものにあつては百分の二十、百分の二十五を超えない範囲内で定めるものにあつては百分の二十五とする。

附 則

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日教育委員会規則第四号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年十一月二十七日教育委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。